

Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

御代田町奨学生を募集します

町では、就学の意味と能力がありながら、経済的な理由で就学が困難な人を対象に、奨学金を貸与しています。希望される方はお申し込みください。

申込期間(期限厳守)

4月1日(水)～4月30日(木)

貸与額

高校生 月額 1万円
 高専生 月額 1万円
 大学生 月額 4万円

※各種専門学校は対象外。

支払方法

年2回払い(6月と10月)

貸与条件

- 当該年度に進学が確定した人
- 現在在学中の人
- 親又は親に代わる人が御代田町に生活の拠点がある人の子弟であること
- 経済的な理由で就学が困難と認められる人(日本学生支援機構の規程に準ずる)
- 学業及び資質に優れている人

健康な人

○日本学生支援機構、その他これに類する団体等から学費の給付及び貸与を受けていない人

○授業料が免除されていない人

○親権者に町税等の滞納が無いこと

審査基準

○高校生：中学校3年時の評定平均が3.0以上
 ○高専生：中学校3年時の評定平均が3.0以上
 ○大学生：高校2～3年時の評定平均が3.0以上

申請書類

- ①奨学金貸与申請書
- ②奨学金推薦調書
- ③資力調書
- ④成績証明書
- ⑤健康診断書
- ⑥住民票謄本
- ⑦在籍証明書又は合格通知書
- ⑧親権者の納税証明書

貸与の決定

5月中旬に審査を行い、選考結果をお知らせします。

奨学金の償還

償還期間は、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内で年賦又は半年賦で償還していただきます。

全額または一部を一度に償還することも可能です。

※奨学金の貸与を受けた人は卒業の月の翌月から一年経過後、貸与を取り消した方は取り消した日の属する月の翌月から一年経過後に、償還を始めます。

問い合わせ先

教育委員会学校教育係
 (32)9100

お詫び

1月25日発行、広報やまゆり2月号の表紙の写真で、右端のお子さんの顔につぶるための穴が当たってしまいました。関係者の皆さまには不快な思いをさせてしまい、深くお詫び申し上げます。

平成21年度

町民農園利用者募集

土に親しみ、作る喜びを体験しませんか。町民農園の利用を希望される方はお申し込みください。申込用紙は、町産業経済課にあります。なお、申し込み多数の場合は抽選となります。

申込資格

町内に住んでいる人で、農地を所有、耕作していない人

場所

平和台児童館西隣
 大字御代田字上小田井
 276314

区画数

16区画(1区画約50㎡)

利用期間

4月18日(土)～11月30日(月)

利用料金

1区画 4,000円

募集期間

3月5日(木)～3月13日(金)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課農政係
 (内線64・27)

3月の納税 (税金等は納期限までに納めましょう)

国民健康保険税(10期分)....	3月31日(火)	上水道使用料(3月期分)...	3月31日(火)
後期高齢者医療保険料(9期分)....	3月31日(火)	・大口2月使用分 ・季節(11月～3月使用分)	
保育料(3月期分).....	3月31日(火)	下水道使用料(3月期分)...	3月31日(火)
町営住宅使用料(3月分)....	3月31日(火)	・大口2月使用分	

定期予防接種

忘れていませんか？

赤ちゃんや子どもは、大人のように病気に対する抵抗力が完全にでき上がっていません。そのため感染症にかかると、大人では考えられないような重い症状になることがあります。そのような状態にならないよう、赤ちゃんや子どもがかかってほしくない病気を予防するために、行なうのが「定期予防接種」です。

定期の予防接種はいつ受ければいいのか？

定期の予防接種を受けることは義務ではありませんが、法律で「受けるように努めなければならない」とされています。予防接種にはそれぞれ適した年齢があるので、適齢期に近い時期で、お子さんが健康な時に受けるようお勧めします。なお、複数回接種する予防接種の場合、接種間隔も定められていますので、お気を付けください。

定期予防接種の回数、標準的な接種年齢、対象年齢等については、平成20年度保健予防事業実施計画表をご覧ください。

麻疹及び風疹の予防接種について

第二期の今年度の対象児は平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれです。接種の期限は平成21年3月31日までです。受け忘れないようお気をつけください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(3)2554

県の政策づくりに参加してみませんか！

長野県では、県民の皆さまの柔軟なアイデアや発想を県政に活かすため、「県民参加の政策づくり推進事業」を実施しています。これは、5名以上のグループから政策の提案をいただき、長野県が行う事業に活かしていくというものです。

皆さまの参加をお待ちしています。

受付期間 3月10日(火)まで
問い合わせ先

長野県総務部広報課

026-1235-17110

<http://www.pref.nagano.jp>

お知らせ

消費生活教室講演会開催

「消費者トラブルから身を守るために」

悪質商法などによる消費者トラブルが後を絶ちません。消費者が安心して暮らせる社会のためには、トラブルを未然に防ぎその拡大を防止することが重要です。

今回、消費者問題に詳しい弁護士を講師にお招きし、消費者トラブルの現状と、トラブルから身を守るための対処法や心構えについてお話いただきます。どなたでもご参加いただけますので、お気軽にお出かけください。

日時

3月11日(水)

午後1時30分～3時30分

場所 上田市中央公民館

3階大会議室

講師 (上田市文化センター内)

併護士 紀藤 正樹氏

参加料 無料

主催

上田消費生活センター

0268(25)0998

上田市、東信地区消費者の

会連絡会

あなたの家は地震がきても大丈夫？

「木造住宅」簡易耐震診断意向調査

町では、近い将来発生が予測されている東海地震などの大規模な地震に備え、木造住宅の簡易耐震診断を行って、平成21年度も引き続き実施します。

つきましては、事業実施に先立ち各世帯の簡易耐震診断の意向調査を実施します。

耐震診断費用は、町負担で無料となります。希望される方は、直接建設課都市計画係へ3月27日(金)までに申し込みください。

問い合わせ先

建設課都市計画係

(内線38)

簡易診断の対象となる住宅

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅
- 一戸建て住宅
- (店舗併用住宅などの併用住宅を含みます)
- 在来工法の木造住宅
- (ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません)

簡易診断の対象となる世帯

- 収入が一定額以下の世帯
- 詳しい内容につきましては、お問い合わせください。

簡易診断から耐震補強工事まで

①簡易診断の実施
診断費用無料(町の補助)

②精密診断

①の診断結果により、精密診断が必要とされる場合で、耐震補強工事を希望する場合
診断費用無料(町の補助)

③耐震補強工事
(補助制度有り)